

仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバス指定管理者募集要項

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者を募集する。

記

1. 施設の名称

仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバス（以下「町民バス・スクールバス」という）

2. 設置の目的

（1）町民バス

町民の交通手段を確保し公共の福祉の増進に資するため、町民バスを設置する。

（2）スクールバス

仁淀川町内の小学校及び中学校への通学が遠距離の児童及び生徒の通学支援のため、また、児童及び生徒の教育活動の支援のため、スクールバスを設置する。

3. 申込資格

（1）団体・企業であり、仁淀川町内に事務所又は事業所を有すること。

（2）団体・企業又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者。

イ 破産者で復権を得ない者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。

カ 国税及び地方税を滞納している者。

キ 仁淀川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象である者。

（3）次の運行管理者、整備管理者及び運転者の資格要件を有していること。

ア 道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）第51条の17による運行管理の責任者を有すること。

イ 道路運送車両法施行規則第 31 条の 4 に定める整備管理者を有すると。

ウ 2 種運転免許保有又は 1 種運転免許保有しており交通空白地有償運送等運転者講習を受講している運転者であること。

4. 募集の期間及び受付時間

(1) 質問の期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 8 年 10 月 19 日（月）正午まで

(2) 募集の期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

(3) 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（土、日、祝祭日を除く）

5. 申込書類

(1) 申請書（別記様式第 1 号）

(2) 申請資格を有していることを証する書類

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

エ 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(3) 管理を行う公の施設の事業計画書

運行運転手全員の運転免許証の写しが含まれていること。

また、交通空白地有償運送等運転者講習を受講済みの場合は修了証の写しが含まれていること。

なお、2 種免許を所持しておらず講習をまだ受けていない方は、指定管理が決定した場合、講習を修了することが必要となるため、指定管理の開始日までに受講予定であれば受講予定の者も含めて免許証の写しが含まれていること。

(4) 管理に係る収支計画書

(5) 当該団体の経営状況を証明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ。）

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

(6) 暴力団に関する誓約書及び照会承諾書（別記様式第 2 号）

(7) その他町長が必要と認める書類

6. 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。

7. 質疑と回答

「3. 申込資格」に掲げる基準を満たし、かつ、申請の意思のあることを申し出たもの（以下「申請予定者」という。）からの質疑を受け付けます。質疑は、令和8年10月19日（月）正午までに「別記様式第3号」により電子メール（kikaku@town.niyodogawa.lg.jp）で受け付けます。メール発信後は電話により着信を確認してください。

なお、電話又は口頭による問い合わせには一切回答しません。

8. 指定管理者が行う業務

- （1）町民バス・スクールバスの運転及び運行の管理等に関する業務
- （2）車両の管理及び整備に関する業務
- （3）車両の自動車保険に関する業務
- （4）事故処理及び苦情処理に関する業務
- （5）停留所の管理に関する業務
- （6）利用料金の収受に関する業務
- （7）前号に掲げるもののほか運行管理において町長が必要と認める業務

9. 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間とする。

ただし、指定期間中に、地域公共交通の維持・確保を目的として、新たに参画型の交通事業者等が設立され、当該事業者による本業務の運行が可能となった場合には、町は、地域公共交通の持続可能な運行体制の確保を図るため、指定管理者と協議の上、当該事業者による運行開始の日をもって指定期間を終了することができるものとする。

この場合において、指定管理者は、町が指定する期日までに、運行業務、利用者への周知、関係資料その他必要な事項について、新たな運行主体への引継ぎを行うものとする。

なお、指定期間を終了する場合、町は、指定管理者の業務運営及び引継ぎに必要な期間を確保するため、原則として、当該運行開始予定日の3か月前までに、指定管理者に対し、指定期間を終了する旨を書面により通知するものとする。ただし、地域公共交通の維持・確保その他やむを得ない事情により、当該期限までに通知することが困難な場合は、この限りでない。

10. 選定の基準及び選定方法

- （1）町民バス・スクールバスの健全経営と安全な運行管理が図られるものであること。
- （2）選定方法は、仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会を経て町長が選定する。
- （3）仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会では、別紙「仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバス指定管理者選定審査要領」により審査を行うものとする。
- （4）指定管理者の指定について仁淀川町議会の議決を経られない場合、仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会は指定管理者の候補者について審査点の順により町長に答申するものとする。

11. 指定管理者の決定及び施設指定管理料

- (1) 指定管理者は、仁淀川町議会の議決を経て決定（指定）する。決定後、法人で無い団体にあつては、30 日以内に法人登録を行うこと。
- (2) 議決後に町と指定管理者との間で協定を締結し、この協定で施設指定管理料を定める。

(参考) 各年度当初指定管理料

年度	町民バス	スクールバス	計
令和 5 年度	26, 722, 000 円	74, 594, 000 円	101, 316, 000 円
令和 6 年度	23, 466, 300 円	77, 966, 900 円	101, 433, 200 円
令和 7 年度	23, 574, 000 円	78, 786, 400 円	102, 360, 400 円

12. その他

- (1) 指定管理者は、『仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年 8 月 1 日条例第 57 号）』『仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年 8 月 1 日規則第 43 号）』『仁淀川町町民バスの設置及び管理に関する条例（平成 19 年 12 月 14 日条例第 22 号）』『仁淀川町スクールバスの設置及び管理に関する条例（平成 19 年 12 月 14 日条例第 23 号）』を遵守すること。
- (2) 提出書類は返却することはできない。
- (3) 選定結果等の公表について
申込書類及び選定結果については、公表する場合がある。

13. 問い合わせ・申込書類の提出先

○申込書類の提出先（※申込書類は持参すること。）

仁淀川町役場 総務課 管財係

住所 〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎 200 番地

電話 0889-35-0111

F A X 0889-35-0571

○質問事項等の問い合わせ先

仁淀川町役場 企画振興課 情報政策係（公共交通担当）

住所 〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎 200 番地

電話 0889-35-1082

メール kikaku@town.niyodogawa.lg.jp